

来庁者及び職員の対応について

令和5年2月10日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部で「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定されました。

内容につきましては、「行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とする」とするものです。(マスクが推奨される場面は別紙のとおり)

このことを踏まえ、本市における来庁者及び職員のマスクの着用等について次のとおりとします。

【来庁者】

一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とします。

【職員】

本市では、重症化リスクの高い方も多く来庁することに加え、職員からの感染拡大を防ぐため、窓口における来庁者への対応及び事業等で市民の方と接する職員につきましては、マスク着用を推奨することとします。

マスクの着用は個人の判断に委ねられるものですが、各部署において感染対策上または事業上の理由等により、職員に対してマスクの着用を求めることは許容されます。

職員の自席におけるマスクの着用は個人の判断とし、本人の意思に反して着脱を強いることのないよう、個人の主体的な判断を尊重します。

感染症対策として設置しているサーマルカメラ、アクリルパネル、手指消毒等については継続することとします。

この対応は令和5年3月13日から適用とし、令和5年5月7日(感染症法上の位置づけが現在の2類相当から5類感染症に変更)までとします。

なお、マスクの着用の考え方の見直し後であっても基本的な感染対策は重要であり、新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針に基づき、引き続き「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の感染が大きく拡大している場合や、着用が効果的な場面では、一時的に適切なマスクの着用を呼びかける場合があります。